

立川市農業者物価高騰等緊急支援金

よくあるお問い合わせ【Q&A】

R7.6.1

※よくあるお問い合わせは随時更新いたしますので、ご注意ください。

1.申請方法等について

Q1-1 本支援金の申請書はどこで入手できますか？

A 立川市ホームページからダウンロードしてご利用ください。
紙の申請書は、市役所2階農業振興課(57番窓口)で配布しています。

Q1-2 受付期間は？

A 令和7年7月1日(火)から令和7年9月30日(火)まで(消印有効)となります。

Q1-3 申請方法は？

A 市役所2階農業振興課(57番窓口)に直接持参していただくか、郵送でもご提出できます。

《宛先》 〒190-8666 立川市泉町1156-9
立川市役所農業振興課農業振興係 宛

Q1-4 本支援金はいつ受け取れますか？

A 書類に不備等がなければ、申請受理から概ね3週間程度を見込んでいます。

2.対象者について

Q2-1 本支援金の対象となる農業者とは？

A 市内に居住し農業を営む方で、令和7年4月1日現在において以下の要件を満たしている方が対象となります。
(1)算定した支援金額が50,000円以上であること
(2)令和6年において生産した農畜産物の販売金額を確定申告している
(3)市区町村税を滞納していないこと

Q2-2 立川市以外にも農地を所有していますが対象となりますか？

A 市外に農地をお持ちでも対象となります。

Q2-3 同じ世帯で個人と法人で分けて確定申告してるのですが、2件とも対象になりますか？

A 個人または法人のいずれかが対象となります。

Q2-4 申請者名は、確定申告書の申告者名と同じでないとは申請できませんか？

A 申請者と確定申告書の申告者は同じ方にしてください。

Q2-5 同一世帯内で複数名がそれぞれ確定申告をしているのですがそれぞれ対象となりますか？

A 農業用所得について確定申告をしている方を対象としております。
ご確認の上でお問い合わせください。

3.申請金額計算表の経費について

Q3-1 種苗や農具、農薬は対象になりますか？

A 本支援金では、特に影響が多いとされている、肥料や飼料、農業用資材、燃料という経費に特化しておりますのでご理解いただければと思います。
なお、農薬の使用について、市が助成や支援をすることはありませんので、今回の対象経費から外しております。

Q3-2 交付上限額の算定基礎となる販売金額の区分の根拠は何ですか？

A 『2020年農林業センサス』における「農産物販売金額別経営体数」を参考にしています。

Q3-3 販売金額は収入金額ですか？

A 販売金額は、収入金額のうち農産物を販売した売上金額のみとなります。自家消費(家事消費)や雑収入、農産物の棚卸額は含まれません。

Q3-4 認定農業者の上限が高いのはなぜですか？

A 認定農業者については、農業経営改善計画に基づく農業経営の所得目標に向けて創意工夫をお願いしており、農業経営の維持・拡大とともに、農業者が認定農業者となる意欲の増勢につなげたい意向もあり、一般の農家さんに対して25%割増の上限としました。